

町内に居住するため空家を購入・リフォームする方を支援！

令和5年度 美浜町

ウェルカム美浜空家住まいる支援事業

空家の 購入
リフォーム

に要する経費の
2分の1の額

最大 **100** 万円を補助

補助対象要件

- 空家情報バンクに登録されている住宅を購入・リフォームする方
- 当該住宅に10年以上居住する見込みのある方

※ほかにも諸要件があります。町のHPでご確認ください。



補助対象外工事

次に掲げる工事は補助対象外となります。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 建物の解体又は除却のみを行う工事 | ⑥ 点検、清掃、消耗品交換等の維持管理工事 |
| ② カーテン、家具、調度品等の購入及び設置工事 | ⑦ 軽微な修繕のみを行う工事 |
| ③ 家庭用電化製品の購入及び設置工事 | ⑧ 附属建築物や外構に関する工事 |
| ④ 太陽光発電設備等の設置工事 | ⑨ 補助対象者が直接行う工事 |
| ⑤ 電話、インターネット、CATV等の配線工事 | ⑩ 他の補助事業により整備する工事 |

※リフォームの中で上記工事を含めて一体的に行う場合は、対象経費の仕分けが必要です。

申請書類

申請には次の書類が必要です。

購入補助

- 補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第1号）
- 売買契約書の写し
- 領収書の写し
- 住宅の取得時の写真（住宅全体に係る部分）
- 図面（付近見取図、平面図、立面図等）
- 同居予定者全員の住民票の写し
- 誓約書兼同意書（様式第1号の2）

申請期限：11月30日まで

リフォーム補助

- 補助金交付申請書（様式第2号）
- リフォーム工事概要書（別紙）
- 工事着工前の写真
- 図面（付近見取図、配置図、工事の内容が分かる
工事前後の図面（平面図、立面図等））
- 工事見積書の写し
- 空家の所有者であることが証明できる書類
（登記事項証明書又は売買契約書等）
- 同居者全員の住民票の写し
- 誓約書兼同意書（様式第2号の2）

申請期限：9月30日まで

【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】

